

# 本年度は 加古川商工会議所議員改選の年です！

## — 第24期議員選挙・選任について —

今秋、加古川商工会議所議員改選が行われます。  
現在の議員任期は令和4年10月31日をもって満了となり、今回の選挙・選任によって選ばれる第24期議員の任期は令和4年11月1日から3年間です。  
今月号では間近に迫った議員選挙・選任についてご紹介します。

### 商工会議所の議員とは？

商工会議所は、1878年（明治11）に、東京商工会議所がわが国最初の「商法会議所」として設立されたのがはじまりで、地域を代表する総合経済団体として、国・県・市などの関係機関へ要望・陳情活動を行い、地域商工業の発展や地域振興のため諸問題の解決に取り組んでいます。

令和4年で全国には515商工会議所があり、124万会員を有しています。

そのなかでも商工会議所の議員は、全国124万会員のうち、わずか3.5%（4.3万人）で、商工会議所の中核的役割を担うリーダーとして、会員の意見を代表して商工会議所の事業を運営していく重要な職務を担っています。

### ○議員になる資格は

議員に選挙・選任される資格は、会員のみが有しています。所定の期日までに会費を完納していない会員、また特別会員と会員でない

### 1号議員とは

会員及び特定商工業者の投票によって選ばれる議員です。

### ○1号議員への立候補

令和4年9月28日までに会費を完納した会員が権利を有します。立候補は、本人又は会員の推薦によって行われ、令和4年9月21日から9月29日までに選挙委員長に届け出ます。

定数を超える立候補があった場合は選挙投票となり、会費口数を票数（1口11個、上限50個）と数える、商工会議所独特の計算方法がとられます。立候補者の総数が定数を超えない場合は、投票は行われません。

なお、立候補を辞退するときは、令和4年10月4日17時までに「立候補辞退届」を選挙委員長まで届け出なければなりません。

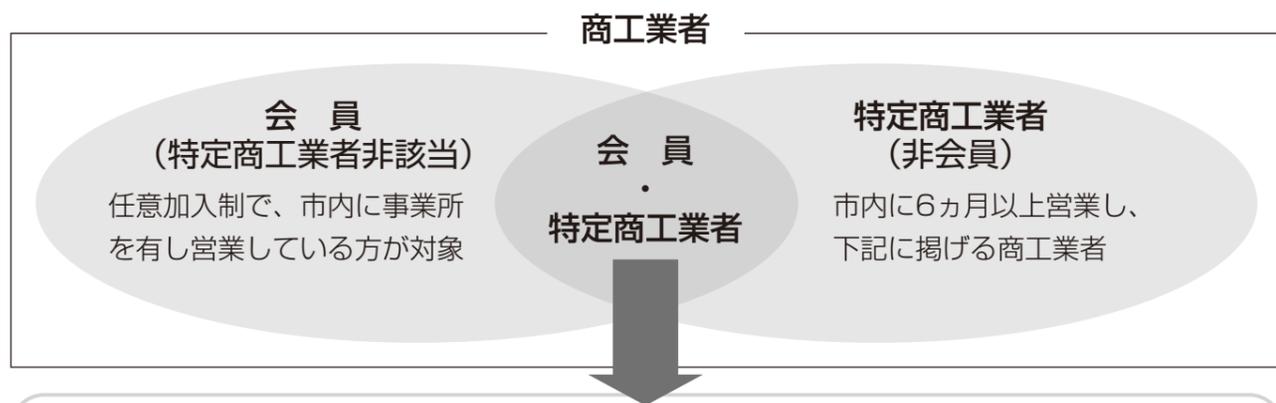
### ○1号議員を選ぶ人（選挙人）

1号議員を選ぶ資格のある者は、会員（特別会員を除く）及び特定商工業者です。但し、令和4年9月28日までに会費（会員）又は負担金（特定商工業者）を完納していないと選挙権はありません。

### ○特定商工業者と1号議員選挙

商工会議所は、会員組織の団体のみならず、地域総合経済団体としての性格が付与されているため、特定商工業者の方にも選挙権があります。特定商工業者の方には、法定台帳作成経費の一部として年間1,000円の負担金をご協力いただいております。この負担金を期日までに完納された方に選挙権が1個あります。また、会員になることで選挙権個数を増やすことができます（令和4年9月28日までに入会の手続きをお済ませいただく必要があります）。選挙投票となった際には、複数の企業から選挙権の依頼がある場合も多いかと思われまので、この機会にぜひご入会いただければ幸いです。

## 会員と特定商工業者の関係



会員の大部分の方はここに該当します。  
また非会員の方でも該当条件を満たしている限り、特定商工業者となります。

### 特定商工業者とは・・・

商工会議所法によって、その地区にある商工会議所に事業の概要を登録することが義務付けられている、ある一定の規模以上の商工業者のこと。

加古川商工会議所の場合は、毎年4月1日現在加古川市内で引き続き6ヵ月以上営業所・事務所・工場又は事業場を有する商工業者のうち次のいずれかに該当するもの。

- ①資本金額または払込済出資総額が300万円以上。
- ②営業所等で常時使用する従業員数が20人以上（商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては5人以上）。

特定商工業者（以下、特定商工業者）には資格がありません。

※特別会員は、本制度にかかる選挙権・被選挙権及び選任権・非選任権資格を有しません。  
※議員には特別会費の負担があります。

### ○議員の種類と定数

会員の代表として、業種・規模・地域などを網羅できるようにとの趣旨から、バランスの取れた議員構成とするため、当所議員の

種類	定数	選挙・選任方法
1号議員	40名	会員・特定商工業者の投票による選挙
2号議員	28名	業種別に設置された7つの部会からそれぞれ選任
3号議員	12名	会頭が常議員会の同意を得て選任

種類と定数、選任方法は左図の通りとなっています。

### ○議員になれば

【商工会議所の意思決定に参画】  
最高意思決定機関である議員総会において「表決権」「選挙権」を保有します。

### 【常議員（役員）の選任対象】

商工会議所の役員は「会頭」「副会頭」「専務理事」「常議員」「監事」の職務を行う者を言います。常議員は、議員の中から選任されます。選任された常議員は、常議員会において、議員総会で話し合う議題について、あらかじめ審議を行った後、議員総会に諮るいとまがない緊急事項について議決を行います。

### 【法人、その他の団体の場合】

法人・その他の団体が議員となった場合は、「議員の職務を行う者」一人を定め、書面をもって届出を行います。